

1. 会 合 名	「A T C ワーキング・グループ」(第 6 回) 議事要旨
2. 日 時	平成 26 年 3 月 11 日(火)午後 3 時 00 分～午後 4 時 40 分
3. 議 案	1. 新規・成長企業へのリスクマネー供給促進に関する検討事項について 2. 「総合取引所」に関する検討状況について 3. 「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定について 4. 高齢者によるインターネット取引について 5. その他(A T C として取り上げるテーマを委員から募集)
4. 主 な 内 容	1. 新規・成長企業へのリスクマネー供給促進に関する検討事項について 事務局より、配付資料 1 に基づき、新規・成長企業へのリスクマネー供給促進に関する検討事項についての説明が行われた。その後、大要次のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) ・ 本件に関する懸念事項を様々な関係者に知ってもらうため、現在、金融被害事例にかかわる担当者や専門家を対象にアンケート調査を行っている。こういった調査結果を今後の自主規制の検討においても役立ててほしい。 ・ 未公開株関連の詐欺被害は年間 480 億円ほどに達しており、一般国民の金融リテラシーが不足しているのではないかと。リスクマネーを供給する素地が十分に整っていないのであれば、クラウドファンディングはやらないほうがよいと思う。 ・ 日本弁護士連合会からは、特例第一種金融商品取引業者及び特例第二種金融商品取引業者には自主規制機関への加入を義務付けるべきであるとの意見が出ているようだ。かねてより、金商業者に対する日証協への加入の義務付けは独占禁止法との関係で実現が難しいとのことであったが、日弁連がこのような意見であるならば、日弁連から当局に対して働きかけてもらってはどうか。 ⇒ 本協会への加入義務付けが金商法や独禁法上、問題ないということであれば対応を検討していきたい。また、特例金商業者が本協会に加入した場合、会員カテゴリー等の取扱いについては別途検討することとしたい。 ・ インターネットを通じた資金集めが法律上認められることになると、金商業者として登録していない者による新たな金融詐欺が誘発されるのではないかと。最近は金融機関の実名を使った詐欺も見受けられるので、例えば、クラウドファンディングを取り扱っていない証券会社は自社のホームページ上でその旨を明記させるようにすればよいのではないかと。 ⇒ 今後ワーキング等で検討していきたい。 2. 「総合取引所」に関する検討状況について 事務局より、「総合取引所」に関する検討状況についての説明が行われた。

3. 「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定について

事務局より、配付資料2に基づき、「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定についての説明が行われた。その後、大要次のとおり意見交換が行われた。

(主な意見等)

- ・ 本規則の第10条の「過度に投機的な取引を誘引する表示」とは、どういうものをいうのか。
- ・ 第10条は、第8条の「過度に投機的な取引を助長しないような権利行使価格を設定」とリンクしているのか。それとも、価格設定以外のものも含めた「過度に投機的な取引を誘引するもの」も含めているのか。
⇒ 例えば、「キャッシュバック」という表現を使って口座開設を促すケースもこれに当たり、価格設定以外も含めている。
- ・ キャッシュバックという表現が、何故「過度に投機的な取引を誘引する表示」に該当するのか。
⇒ キャッシュバックを用いて顧客に口座開設させたり取引を行わせることで、顧客が適切な投資判断を行えなくなる可能性があるという問題意識である。
- ・ キャッシュバック自体がよくないというのであれば、表示規制ではなく行為規制でカバーすべきではないのか。
⇒ キャッシュバックは一例として示しているが、キャッシュバックについてはこれまで広告規制の枠で規制してきた実態がある。
- ・ この規制は、バイナリーオプション取引が他のオプション取引とは異なる商品性を有するため設けたものなのか。それとも、オプション取引の一種であるものの、他のオプション取引に比べて投機性が強いからあえて設けたものなのか。
⇒ バイナリーオプション取引は、金商法上の「店頭オプション取引」に該当し、オプション取引の一種であるが、他のオプション取引と比べて取引期間が短く、1回の取引金額は少額であっても知らない間に大きな損をしてしまうこともある。また、仕組みがわかりやすいため顧客がのめり込みやすい取引であるので、別途規制が必要であるとの考えから、本規則を制定した。
- ・ バイナリーオプション取引は、体(てい)の良い商品とは思えない。この規制は、ギャンブルに対してある意味で「お墨付き」を与えたように思える。投機的な性質が強く、本当に金融デリバティブの機能を果たしているといえるのか。
- ・ 一般的なオプションの買手は基本的にリスクヘッジ目的で取引を行うが、バイナリーオプション取引は買手が業者であり、業者にはポジションの裏付けがない。オプションの売りだけを誘う取引であるといえる。
⇒ 国会の審議においても、通貨関連のバイナリーオプション取引はいわゆる

“丁半ばくち”であり、規制すべきであるとの強い意見が出たことを踏まえ、政府令等の改正や自主規制の強化が行われた。ただし、バイナリーオプション取引そのものをつぶすところまでにはいかなかった。そこで、有価証券関連のバイナリーオプション取引について、本協会では自主規制を強化することで対応した。

4. 高齢者によるインターネット取引について

事務局より、配付資料3に基づき、高齢者によるインターネット取引についての説明が行われ、続いて、この議案に対する意見を書面提出した委員より、同書面の記載内容の趣旨骨子の説明が行われた。その後、大要次のとおり意見交換が行われた。

(主な意見等)

- ・ 「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」は、私権を制限しているのではないかといった問題点があるが、とりわけインターネットによる証券取引だけが本ガイドラインの対象外となっているところに問題があると思う。証券会社がゲートキーパーとして顧客のためにやるべきことは、対面取引でもインターネット取引でも同じであると思う。この規制は「勧誘による販売」を対象としているが、規制の趣旨は「勧誘」以前の問題である。そもそも顧客に自己判断能力があるのかを確認せよということであり、インターネット証券会社でも当然確認すべきであると考えている。
 - ・ 役席者による高齢顧客への勧誘の適正性判断手続は、インターネット取引においても適用できないことではないと思う。
 - ・ 高齢顧客の取引に関しては、ここまで細かく決めておかなければいけないのかとは思いつつも、高齢顧客を巡るトラブルは紛争解決が大変難しいので、証券会社も自身を守るためには、顧客を選ぶ必要があるのではないかと考える。
 - ・ インターネット取引の問題は、高齢顧客に限る問題ではない。インターネットの取引画面の中には、認知バイアスのような、合理的な判断ができないものも多々見られる。本件に関する検討は、本ワーキングあるいは広告規制を検討する場が相応しいのかわからないが、今後、日証協で検討したほうがよいと思う。
 - ・ 例えば、インターネットの画面上で「投資信託の売れ筋ランキング」が大きく表示されていることがある。これはコールセンターで説明しているわけでないから、勧誘には当たらないといえるのか。「お勧め」という表示が勧誘に当たらないと整理するのは難しいのではないかと考える。
- ⇒ 現行法令上、勧誘規制と広告規制が少し離れているので、我々としても頭を悩ませている。本協会において、「インターネット取引に関するガイドライン」を制定したが、制定後、時間が経過しており、見直しの時期に来ているように思う。また、インターネット上の比較広告に限らず、比較広告のあ

	り方について検討しなければならない時期に差し掛かっていると考えている。 ・ インターネットに関する取引については、海外の規制と平仄を合わせた方がよいのではないか。 5. その他（ATCとして取り上げるテーマを委員から募集） 委員から寄せられた意見について、主査より、「本意見を次回の本ワーキングで取り上げるかどうかを含めた相談をしたいと思うが、お気づきの点などがあれば事務局にご意見をお寄せいただきたい。また、併せて次回以降の本ワーキングで検討すべき他のテーマ案についてもお寄せいただきたい」旨の発言があった。また、意見を寄せた委員より、意見内容に関する補足説明が行われた。 ・ 過去 10 年間、日本の個人投資家は累計 41 兆 7,184 億円売り越しており、その間、海外の投資家は累計 51 兆 1,240 億円買い越した。日本の個人投資家がどんどん日本株を手放している。これが、ボラティリティ（相場変動率）が高い原因の一つになっているのではないか。ボラティリティが高くなるほど、良質なお金は入ってこない。現在の東証市場は、「丁半ばくち」さながらの賭博場ともいえる状況になっているという危惧があり、何らかの手当てを検討すべきではないかと考えている。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）